

第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス*、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（性別は問わない。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向が見られます。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。

DVは、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差など、今日の社会における構造的な問題であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力は、平成7年の第4回世界女性会議において優先度の高い重大な問題の一つとして位置付けられてから、国際的にも大きく取り上げられるようになりました。

このような状況の下、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。平成25年の改正により、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」に改められた。）が制定されました。

本県では、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現を目指して、「埼玉県男女共同参画推進プラン」において「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つと位置付け、DVに係る意識啓発を行うとともに、DV対策を推進してきました。

また、平成16年の配偶者暴力防止法改正を踏まえ、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、積極的にDV対策に取り組んできました。

DV対策に当たっては、被害者だけでなく、配偶者等からの暴力が行われている家庭の子どもや親族に及ぼす影響も見逃すことはできません。被害者が自らの意思に基づき、安全に安心して平穏な生活を送ることができるよう、関係機関等が連携を図って、被害者が必要とする支援を行うことが重要です。

本計画は、これまでの取組を一層進めるとともに、市町村の取組に対する支援を充実し、県全体のDV対策を推進するため、新たな「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」として策定するものです。

2 計画の位置付け

- 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する埼玉県の基本的な計画です。

- 「埼玉県男女共同参画基本計画*」の基本目標「女性に対するあらゆる暴力を根絶する」を目指すための計画として位置付けます。
- 市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の対象とする暴力

計画（第3次）で対象とした次の暴力に加え、ストーカー行為*など特定の相手からの暴力についても新たに対象とし、対応を進めることとします。

- 配偶者暴力防止法第1条で規定する配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）及び同法第28条の2に基づき同法を準用する生活の本拠を共にする交際相手からの暴力
- 上記に該当しない交際相手からの暴力

■ 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行行使するもの

例) 平手でうつ／足でける／身体を傷つける可能性のある物でなぐる／
げんこつでなぐる／刃物などの凶器をからだにつきつける／
髪をひっぱる／首をしめる／腕をねじる／引きずりまわす／
物をなげつける

■ 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

例) 大声でどなる／「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」など
と言う／実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かく
チェックする／何を言っても無視して口をきかない／人の前でバカ
にしたり命令するような口調でものを言ったりする／大切にしている
ものをこわしたり、捨てたりする／生活費を渡さない／
外で働くなど言ったり仕事をやめさせたりする =経済的暴力
子どもに危害を加えると言っておどす =子どもを利用した暴力
なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす

■ 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない
といったもの

例) 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる／
嫌がっているのに性行為を強要する／中絶を強要する／
避妊に協力しない

4 計画の期間

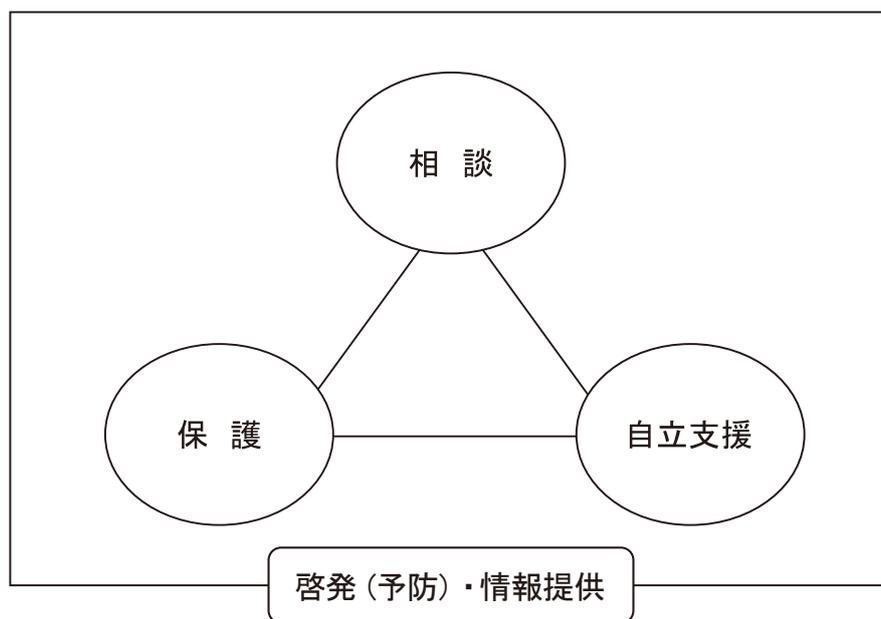
平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間

5 計画の目標

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

- 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進【啓発・予防(教育)】
- 基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実【相談・保護】
- 基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実【自立支援】
- 基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援
- 基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進
- 基本目標Ⅵ 施策の推進に必要な調査・研究

【DV施策】



6 計画を推進するための基本的な視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 関係機関等の連携
- 被害者及びその関係者に対する安全の確保への配慮
- 地域の状況の考慮

なお、計画の推進に当たり、県及び市町村の役割等は次のとおりとします。

| | |
|------------|---|
| 県 | 広域的な自治体として、広域的、先駆的、専門的な施策を推進する役割を担う。特に、福祉、児童、保健、医療、就労、警察、司法など各分野の専門機関、民間団体等との広域的な連携の強化を図るとともに、市町村の取組に対する支援体制を充実する。また、施策の推進に関する総合調整機能を発揮し、人材育成などを含む県全体のDV対策の推進体制の強化を図る。県の配偶者暴力相談支援センター*（婦人相談センター*及び男女共同参画推進センター*）は被害者支援の中核として相談等を行うとともに市町村に対する助言や情報提供、広域調整等を行う。 |
| 市町村 | 基礎的な自治体として、被害者とその家族にとって身近な相談窓口であり、被害の発見や相談への対応、安全の確保、被害者の自立において必要な多くのサービスの提供等、重要な役割を担っている。このため、被害者の状況、緊急度等を的確に把握して、関係する市町村内外の機関との連携を速やかに図る体制を整備し、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要がある。 また、配偶者暴力防止法において努力義務となっている「市町村基本計画」の策定と「配偶者暴力相談支援センター」の設置についても、取組を進めていく必要がある。 |

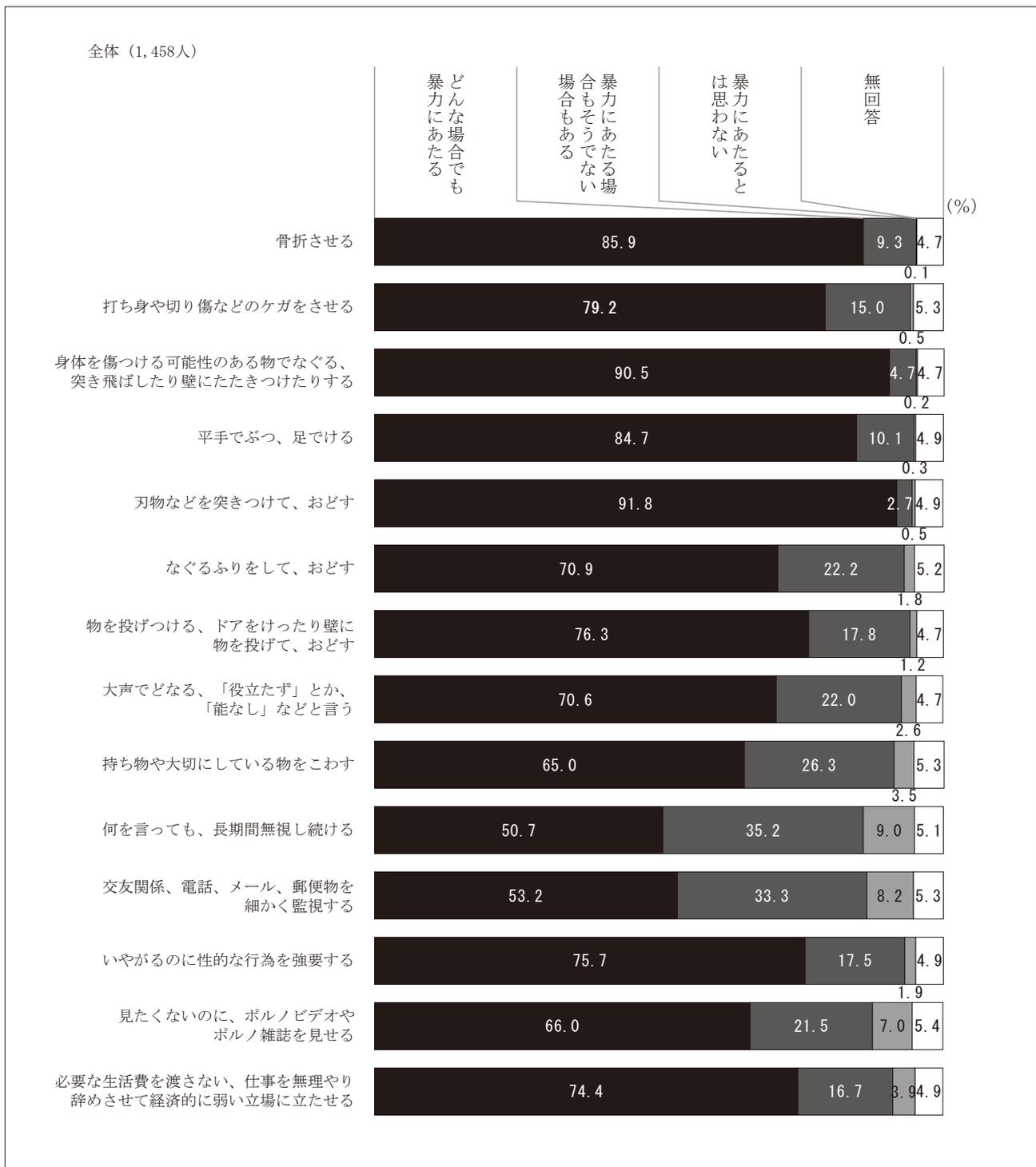
7 DVの現状と計画推進の方向

(1) 配偶者等からの暴力

県が実施した「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、配偶者（夫婦）間において「どんな場合でも暴力にあたる」と考える人が多いのは、「骨折させる」など「身体的暴力」に関するものです。

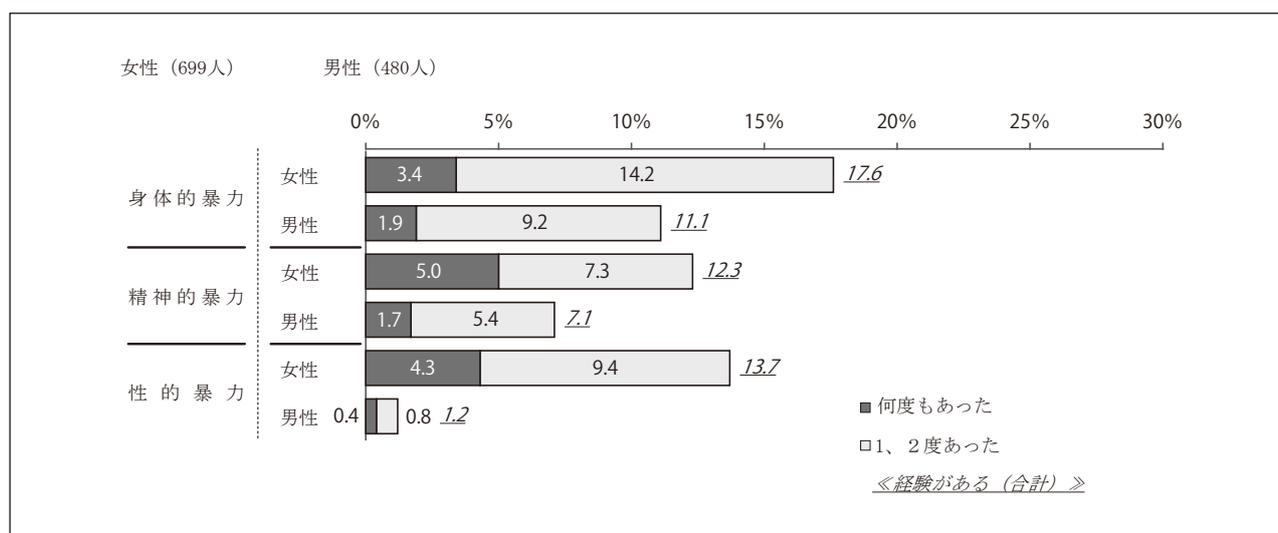
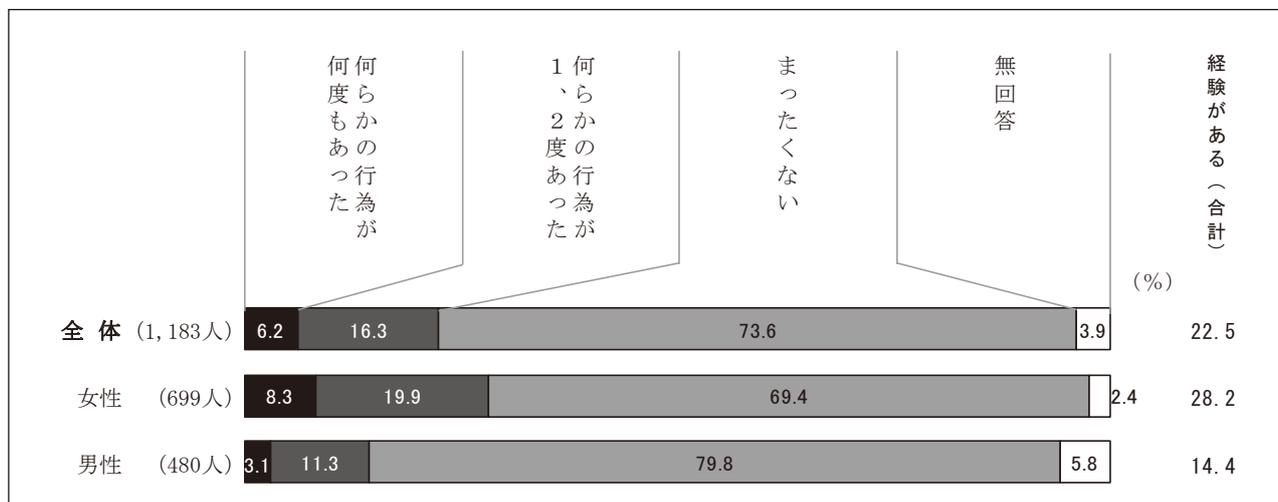
一方、「何を言っても、長時間無視し続ける」などの「精神的暴力」などは「暴力に当たると思わない」と考える人も多くいます。

<図-1 配偶者間の暴力と認識される行為（埼玉県）>



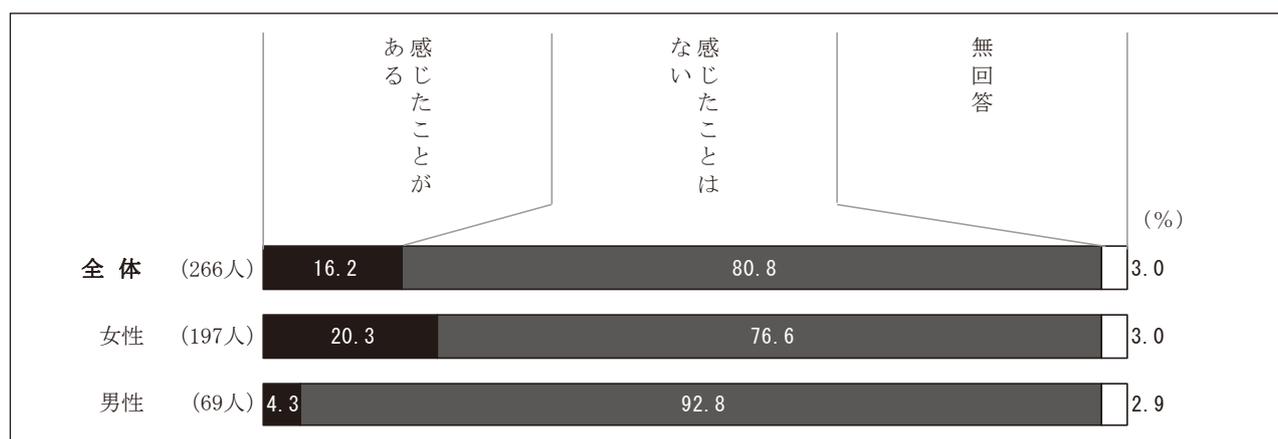
同調査において、現在又は過去に配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）がいる（いた）人のうち、配偶者等からの何らかの暴力の被害経験のある人は5人に1人に上り、女性においては3人に1人となっています。

<図-2 配偶者等からの被害経験（埼玉県）>

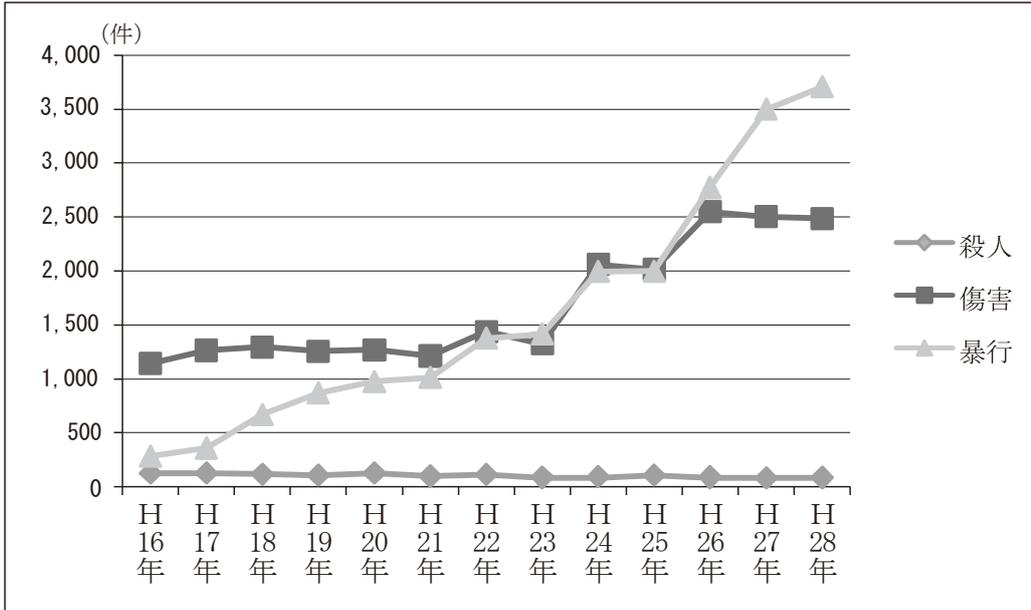


被害の経験がある方のうち、女性の5人に1人は相手の行為によって命の危険を感じたことがあると回答しています。

<図-3 DV被害によって命の危険を感じた経験（埼玉県）>

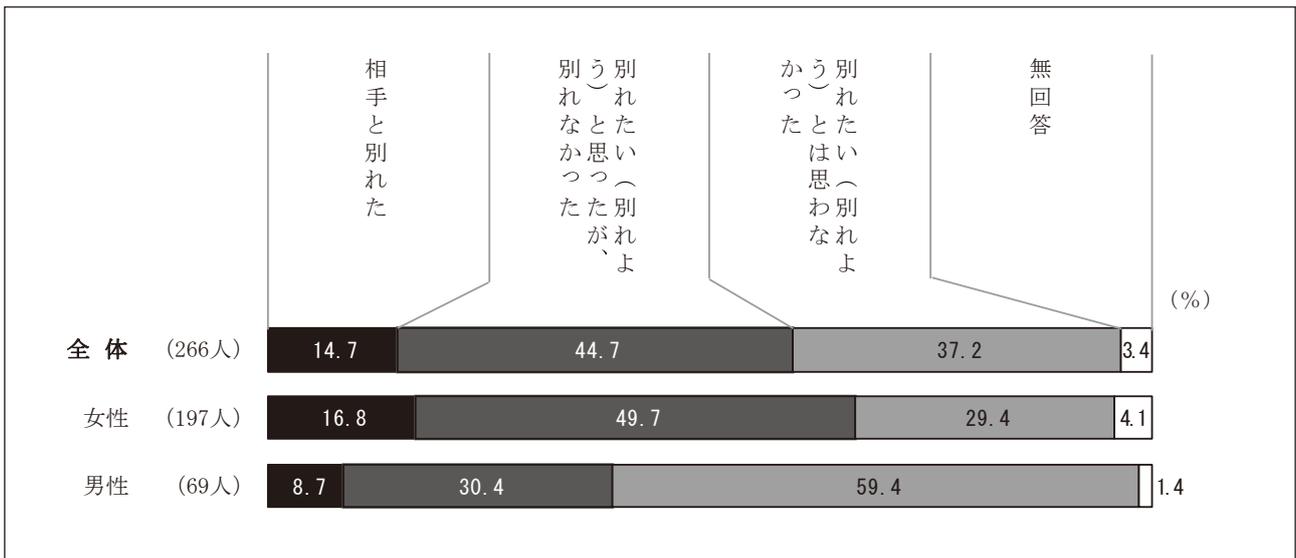


<図-4 夫から妻への犯罪の検挙状況（警察庁）>



その一方で、暴力を受け、実際に相手と別れたい（別れよう）と思ったが別れなかった人が5割近くを占めています。

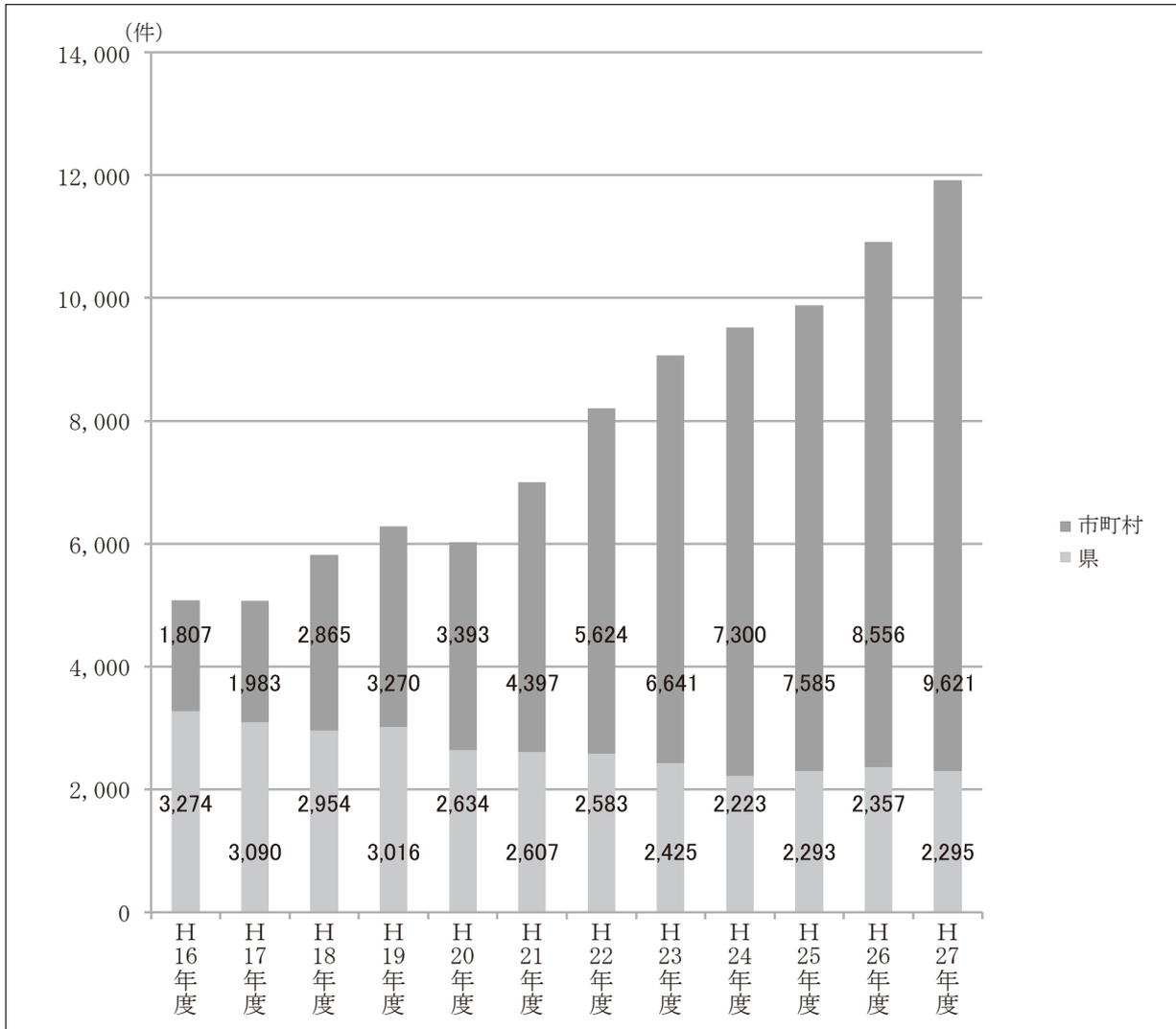
<図-5 暴力を受けた時の対処（心情）（埼玉県）>



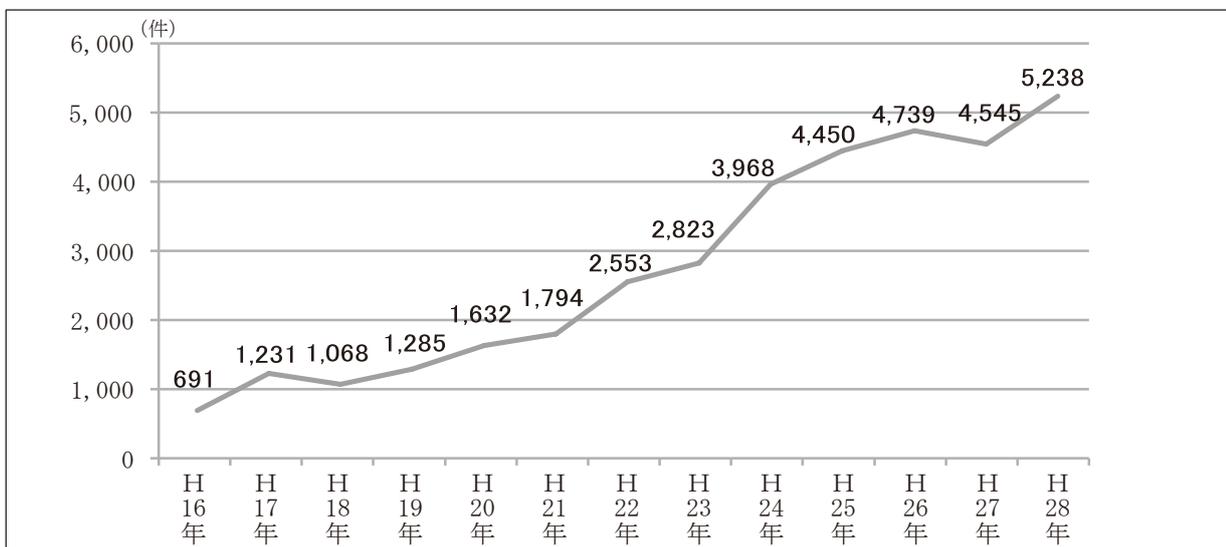
(2) 相談

被害者の相談については、県配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所、市町村、警察など各機関で行っており、件数は右肩上がりとなっています。

<図-6 DV相談受付件数の推移(埼玉県)>

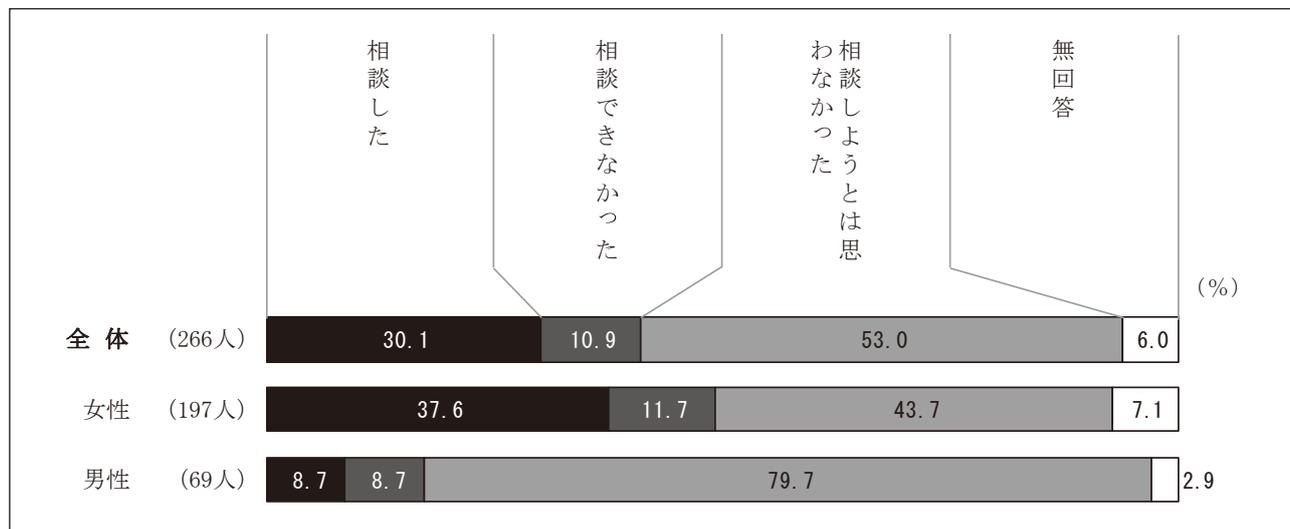


<図-7 埼玉県警察のDV相談受付件数の推移>



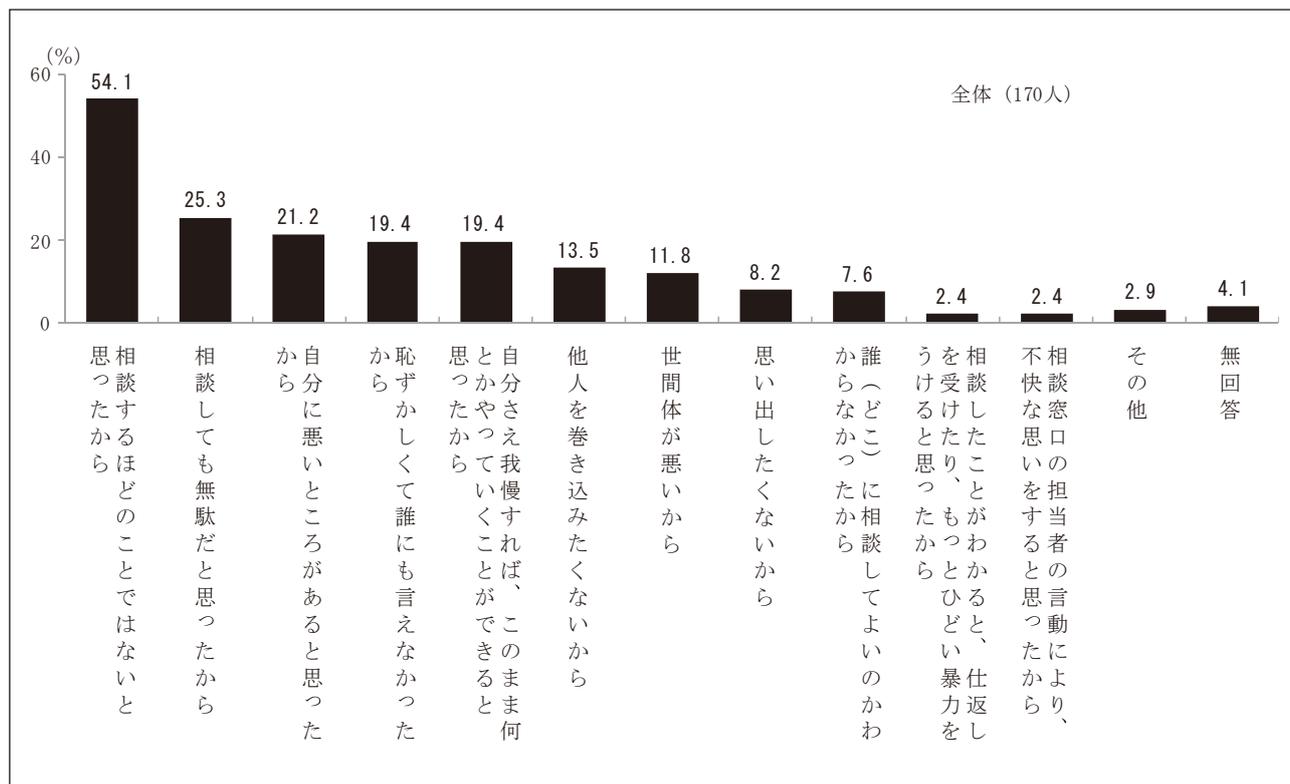
被害者の実数は把握できませんが、県が実施した「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると被害経験者のうち相談した人は約3割にすぎないことから、潜在的な被害者が未だ数多く存在すると考えられます。

<図-8 暴力に関する相談（埼玉県）>



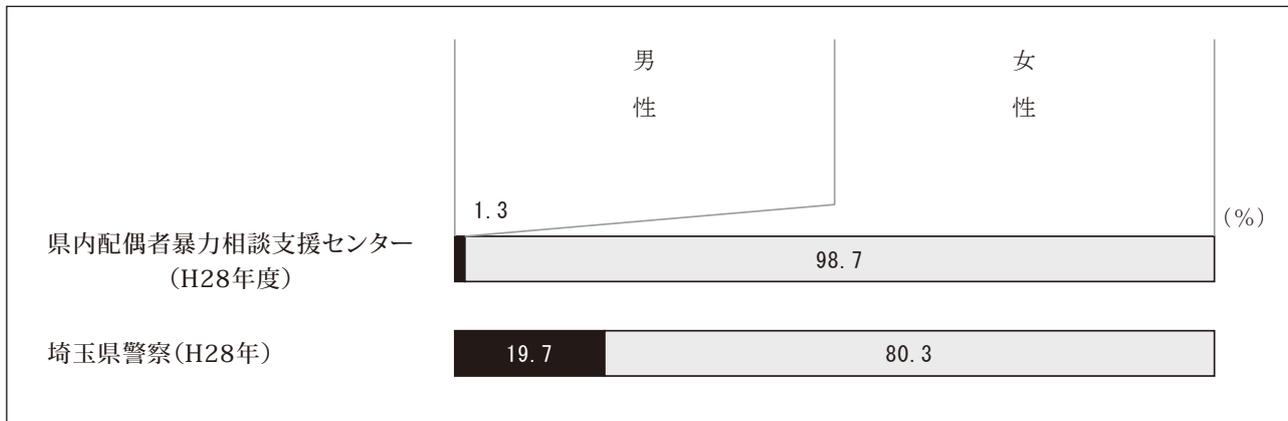
被害経験者のうち相談しなかった理由として、「自分に悪いところがあったから」「恥ずかしくて」「自分さえ我慢すれば」についてそれぞれ5人に1人が回答しています。「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」という回答も1割弱あり、相談窓口の周知や相談をしやすい環境づくりが必要です。

<図-9 相談できなかった（しようとは思わなかった）理由（埼玉県）>



なお、DVの被害者は性別を問いませんが、相談の割合は女性が多くなっています。誰もが相談しやすいよう、男性相談員による男性相談を県男女共同参画推進センターにおいて平成25年から開始しました。

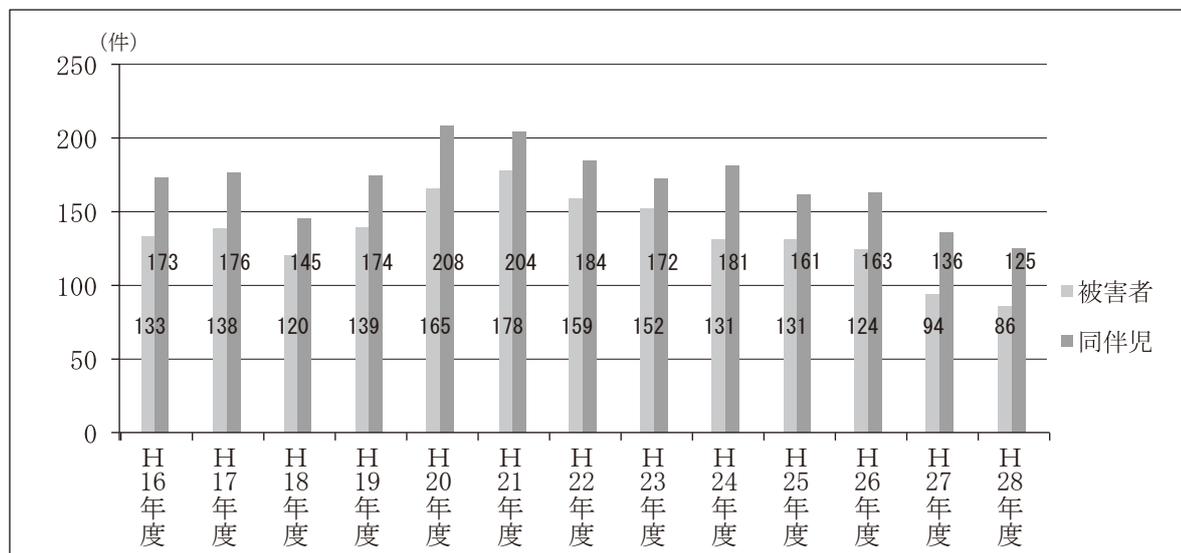
<図-10 相談における男女比>



(3) 一時保護

一時保護は、県一時保護施設で実施しています。被害者の様々な事情により、必要に応じて県内外の民間シェルター*や社会福祉施設*（一時保護委託）、他県の施設保護との広域相互利用なども活用していますが、件数は減少傾向にあります。

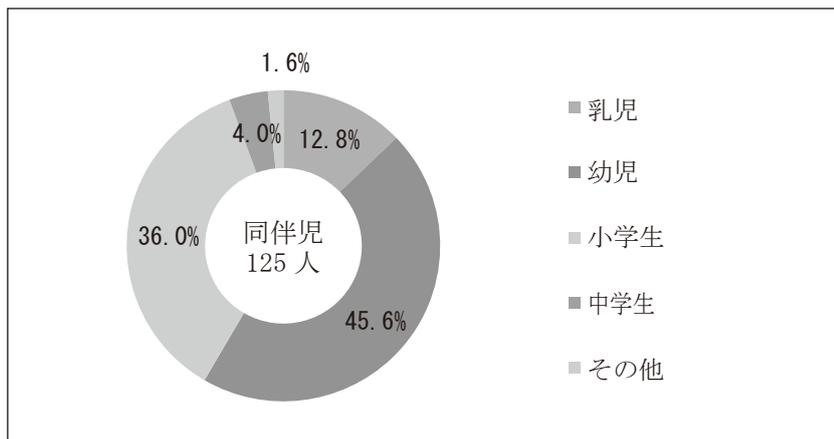
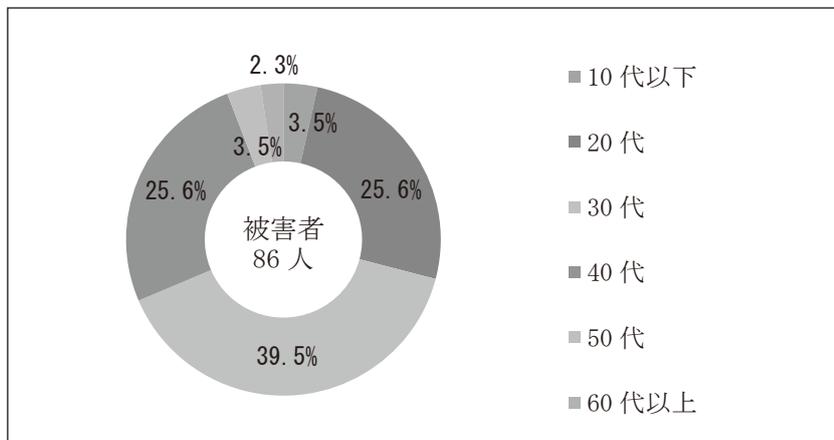
<図-11 DV被害者の一時保護件数の推移（埼玉県）>



一時保護者の年齢別状況では約7割を20代～30代で占めています。被害者が子どもを同伴するケースも多く、被害者本人の数を子どもが上回っている現状にあります。虐待*を受けた子ども（DVを目撃した子どもを含む）も多いことから、一時保護期間中においても保育や学習支援を含めた適切な援助が必要となっています。

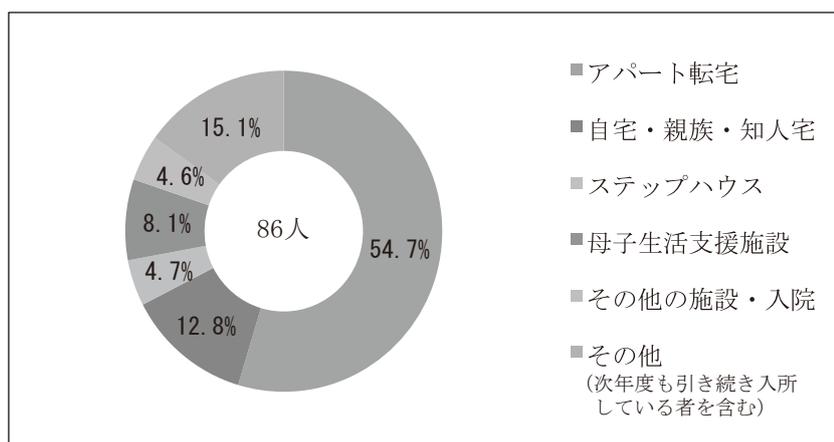
また、外国人被害者の支援に当たっては、在留資格や法律手続など複雑な対応が必要となる場合が多いことから、外国人支援を行っている団体等と連携した支援や外国語通訳を介した相談を行っています。

<図－12 埼玉県の一時的保護者の年齢別状況（平成28年度）>



一時保護期間中には、退所後の生活設計に向けての様々な支援を行っています。退所先としては、約6割をアパート転宅が占め、そのうち約4分の3が県外となっています。転宅に際しては、多くの場合、保証人や緊急連絡先の確保に苦勞している状況にあります。

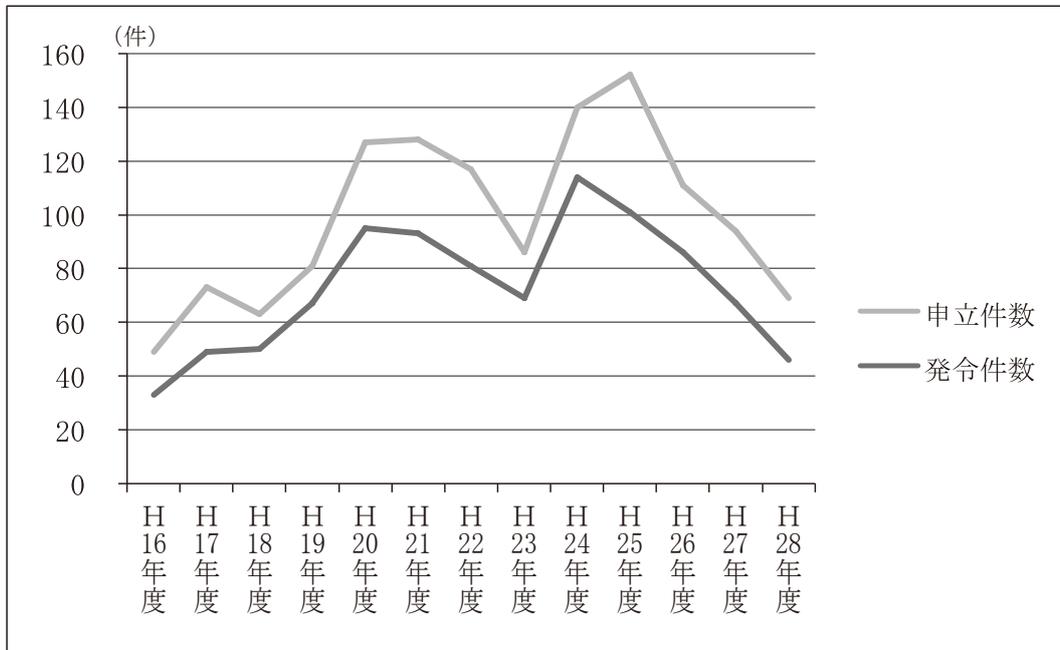
<図－13 埼玉県の一時的保護者の退所先の状況（平成28年度）>



(4) 保護命令*

保護命令制度は、被害者やその子どもの安全を図る上で、一時保護と並んで有効な制度です。警察、裁判所等と連携し、制度に関する情報提供及び活用について引き続き取り組みます。

<図－１４ さいたま地方裁判所管内の保護命令発令件数>



(5) 自立支援

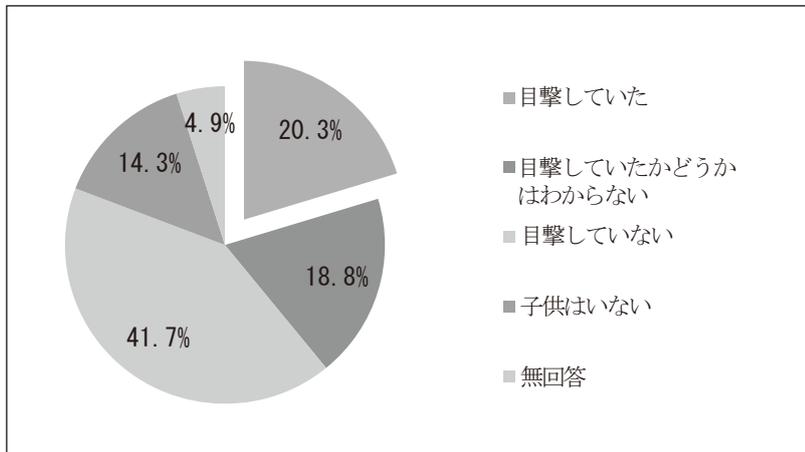
被害者の自立支援は、本人の意向と安全性の確保に配慮して行っています。

自立支援の内容は、経済的な支援にとどまらず、福祉、住宅、就業支援、子どもの教育など多岐にわたります。県配偶者暴力相談支援センターでは様々な情報提供を行っています。また、市町村が被害者のそれぞれ異なる事情に配慮した支援ができるよう、県として支援することも必要です。

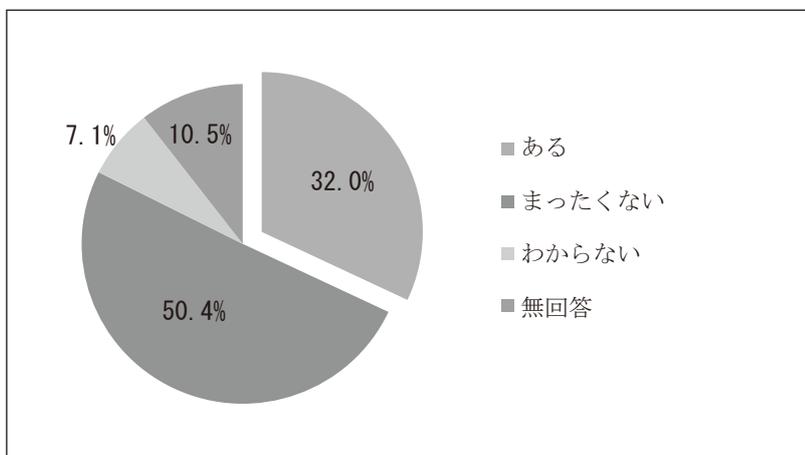
被害者が自立するに当たっては、被害者自身の心の回復が重要となります。

さらにDVを目の当たりにした子ども（いわゆる面前DVで心理的虐待を受けている子ども）や直接虐待を受けた子どもも多く、被害者の自立に当たって子どもの支援も重要となっています。子どもの支援にあたっては、児童相談所など関係機関との連携を図って対応しています。

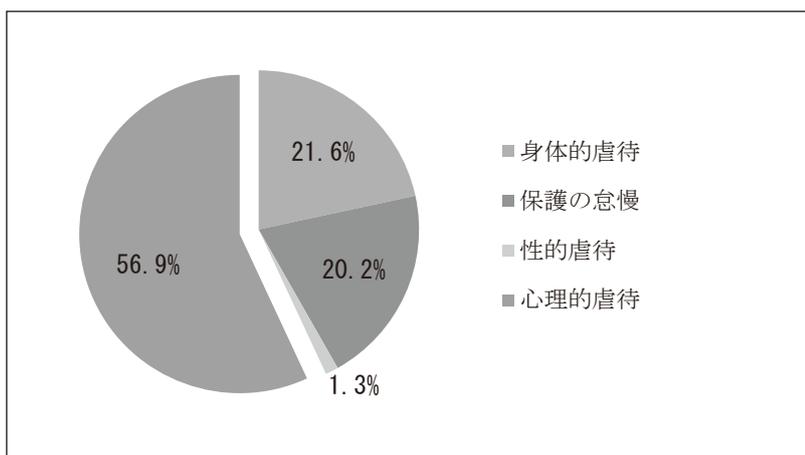
<図-15 DVを目撃した子ども（埼玉県）>



<図-16 DV加害者の子どもへの加害行為（埼玉県）>



<図-17 県内児童虐待通告件数に占める心理的虐待（平成28年度）>

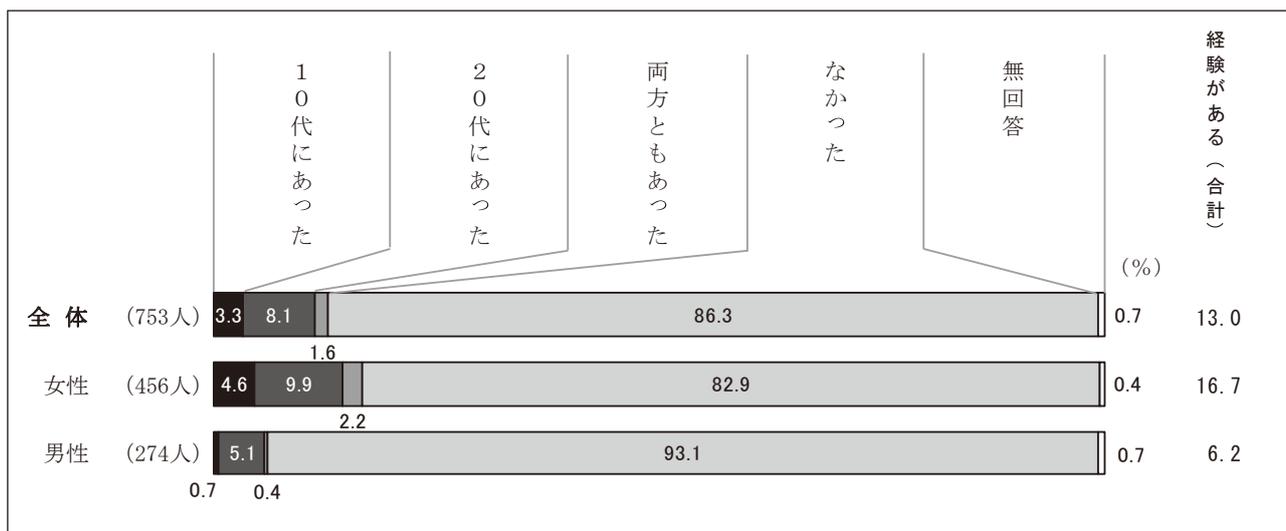


(6) 交際相手からの暴力

交際相手との間で、暴力の加害者にも被害者にもならない、お互いが対等な関係を作っていくことは、DVへの予防にもつながるものです。

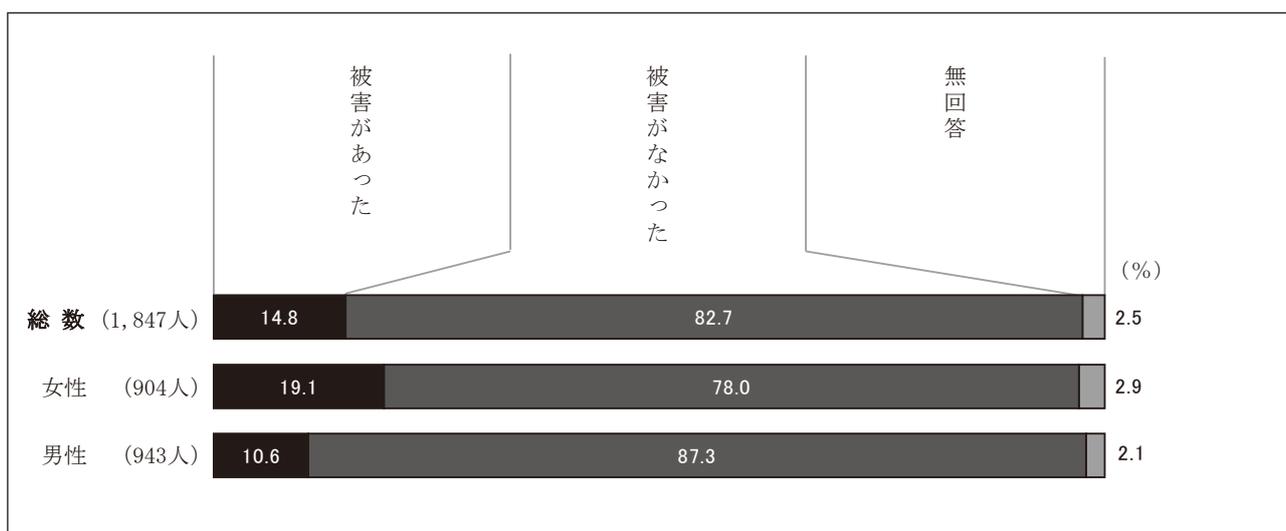
県が実施した「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、10代、20代に、交際相手から被害を受けたこと（いわゆるデートDV*）があった人は8人に1人に上ります。

<図-18 交際相手からの被害経験（埼玉県）>



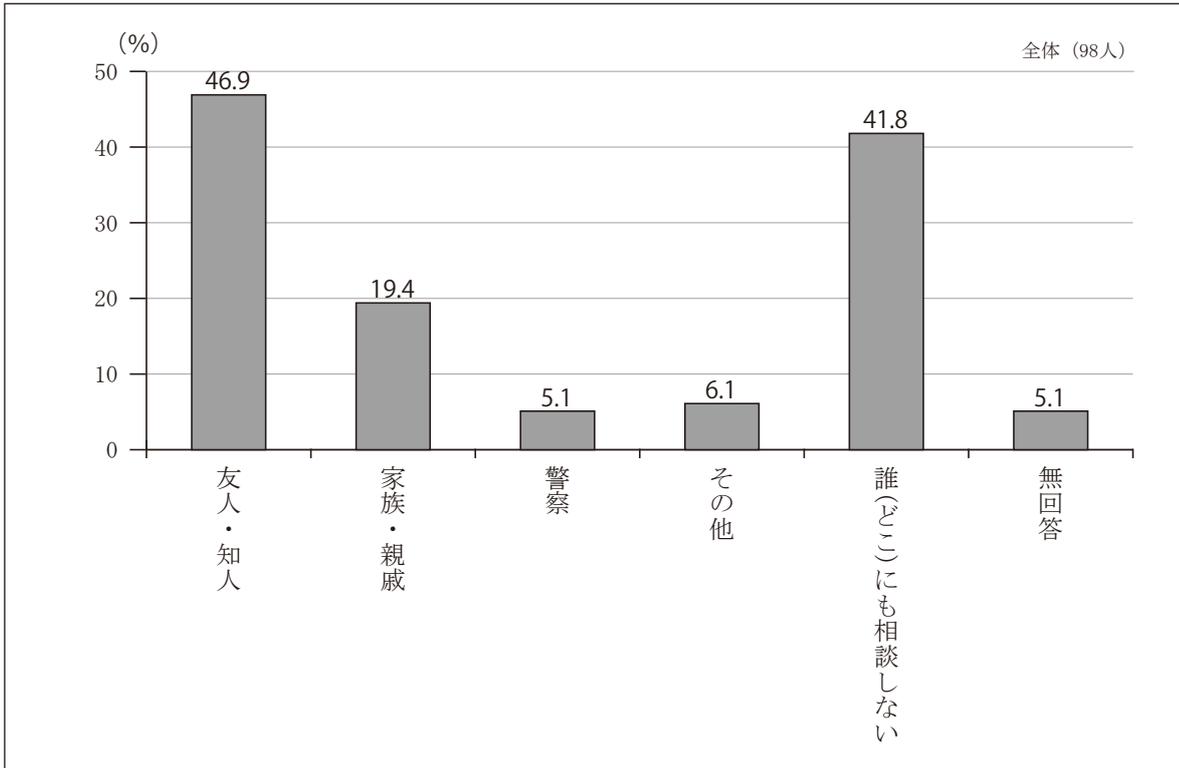
また、内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(平成27年3月)において、女性では5人に1人が被害を受けたと回答しています。

<図-19 交際相手からの被害経験（内閣府）>



一方で、相談先については被害を受けた人のうち4割の人が誰（どこ）にも相談しなかったと回答しました。

<図－２０ 交際相手からの被害について相談した相手（埼玉県）>



(7) 特定の相手からの暴力

ストーカー事案対策については、DVと同様に「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組」として位置付けられます。

県が実施した「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、「特定の異性から、執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールなどの被害があった」という回答は1割弱でした。

(8) 関係機関との連携

県では、平成13年度から「埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議*」（以下「DV対策関係機関連携会議」という。）を設置し、庁内関係各課所に加え庁外の関係機関とともに被害者が必要とする支援を円滑に行うための対応方法等の検討を行っています。

また、市町村でも被害者に対する具体的な支援を行っていくため、DV防止基本計画の策定や市町村庁内連携会議設置促進のための支援を県で行っています。

このほか、民間団体等とも連携してDV対策を推進しています。

8 計画の体系

目標:配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

| 基本目標 | 施策の柱 | 施策の基本的な方向 |
|---------------------|------------------------|--|
| I 暴力を許さない社会づくりの推進 | 1 県民への意識啓発と地域における理解の促進 | ①DV防止に係る広報・意識啓発 ②人権啓発の推進 |
| | 2 暴力防止に向けた学校教育等の推進 | ①人権教育の推進 ②非行防止教室の開催 ③適切な性に関する指導の推進 ④教員等に対する研修 |
| | 3 若年者に対する予防啓発の推進 | ①デートDV 防止啓発の推進 <重点1> ②教員を対象としたデートDV防止指導の実施 |
| | 4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進 | ①DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発 ②教員、保育従事者への研修の実施 |
| II 被害者の安全確保と支援体制の充実 | 1 早期発見のための取組強化 | ①医療関係者向けの広報・意識啓発 ②保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進 ③民生委員・児童委員等への広報や研修の実施 |
| | 2 警察における被害防止活動の推進 | ①適切な対応策の助言と援助の実施 ②加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置 <重点2> ③加害者の更生のための働きかけの実施 ④再被害防止措置の実施 ⑤警察職員に対する研修の強化 |
| | 3 相談体制の充実 | ①婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化 ②県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化 ③県福祉事務所の相談・支援機能の強化 ④警察におけるDV被害者等の相談対応 ⑤市町村における相談機能等強化への支援 <重点3> ⑥民間団体における相談に対する支援 ⑦専門的な相談等への対応強化 ⑧若年者向けの相談体制等の充実 <重点4> |
| | 4 保護体制の充実 | ①一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実 <重点5> ②夜間・休日等の緊急保護体制の強化 ③民間シェルター等への支援 ④広域的な保護の実施 ⑤長期的な支援を要する被害者支援のあり方の検討 ⑥ステップハウスの整備等の検討 |
| | 5 外国人、障害者、高齢者への支援 | ①外国人への支援 ②障害者への支援 ③高齢者への支援 |
| | 6 関係機関の支援ネットワークの充実 | ①県域ネットワークの充実 ②地域ネットワークの構築 |
| | 7 被害者に関する個人情報の保護 | ①住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知と適切な運用 ②関係機関における個人情報の適切な管理 |
| | 8 職務関係者の配慮と資質の向上 | ①専門研修の充実 ②二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化 ③地域別事例検討会の実施 ④DV相談ハンドブックの活用 |

| 基本目標 | 施策の柱 | 施策の基本的な方向 |
|--------------------------|-------------------|---|
| III 安心して生活再建するための自立支援の充実 | 1 住宅の確保に関する支援 | ① 県営住宅の期限付入居制度等の実施 ② 市町村営住宅における協力要請 ③ 民間住宅に対する働きかけ ④ 民間賃貸住宅への入居支援 ⑤ 住居確保給付金の支給 |
| | 2 心の回復に関する支援 | ① 継続的な心のケアの実施体制の検討 ② サポートグループ等による自立支援の充実 ③ DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施〈重点6〉 ④ 民間団体による継続的自立支援（後出） |
| | 3 就業に関する支援 | ① 配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供 ② 母子・父子福祉センターにおける就業支援 ③ 就業支援・職業訓練施策による支援〈重点7〉 ④ 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い ⑤ 民間団体による継続的自立支援（後出） |
| | 4 経済的な支援 | ① 生活保護の実施責任の明確化と適切な保護の実施 ② 子育てに関する経済的な支援 ③ 経済的支援制度に関する周知 ④ 国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知 ⑤ 介護保険に関する取扱いの保険者への周知 |
| | 5 法的手続に関する支援 | ① 法的手続に関する支援 |
| | 6 地域における支援協力者への支援 | ① 民間団体等が地域で実施する集会への支援 ② 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施（再掲） |
| | 7 継続した支援 | ① 安定的な自立に向けての継続的支援〈重点8〉 ② 民間団体による継続的自立支援〈重点9〉 |
| IV 子どもの安全確保と健やかな成長への支援 | 1 早期発見と安全確保 | ① 虐待の早期発見・早期対応の推進 ② 教員、保育従事者への研修の実施（再掲） ③ 被害者が同伴する子どもの一時保護 |
| | 2 心身の健やかな発達への支援 | ① DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施（再掲） ② 子どもの心のケア対策の充実 ③ 被害者が同伴する子どもへの支援体制の充実 |
| | 3 保育・就学・学習支援 | ① 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い（再掲） ② 被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供 ③ 一時保護施設における保育・学習支援の充実〈重点10〉 |
| V 民間団体との連携・協働の推進 | 1 民間団体との連携・協働の推進 | ① 民間団体との連携の推進 ② 専門的知見の活用・事業の協働実施 ③ 民間団体及び支援者等の安全確保 |
| | 2 民間団体の育成・支援 | ① 事業活動への支援〈重点11〉 ② 人材育成に関する支援 ③ 民間シェルター等への支援（再掲） |
| VI 施策の推進に必要な調査・研究 | 1 調査・研究の実施 | ① 外国籍女性とその子どもへの支援のあり方や関係法制の研究 ② 被害者とその子どもの心理的支援に関する調査研究 ③ 被害の実態と支援に関する分析調査 ④ 加害者対策の推進体制に関する研究 |

9 計画の推進体制

- 庁内の関係課所で構成する「DV対策推進庁内会議」において、本計画の推進、連絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。
- 庁内外の関係機関で構成する「DV対策関係機関連携会議」において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を行います。また、被害者支援に当たり、関係機関の連携体制の構築を図ります。
- 県が設置する苦情処理機関「男女共同参画苦情処理機関*」において、DVに関する県の施策や人権侵害事案について、県民からの苦情申出を適切かつ迅速に処理します。